

# いながわ桜まつり出店要領

出店希望者は、下記内容を必ず熟読の上、平成30年1月31日(水)までに、いながわ桜まつり実行委員会事務局(猪名川町商工会)へ出店申込書をご提出ください。

## 1. 開催日

平成30年4月7日(土) 午前10時~午後4時  
小雨決行・強雨強風中止 ※延期なし

## 2. 出店できる団体

- ① 猪名川町商工会会員及び猪名川町観光協会会員
  - ② 町内で文化、芸術、スポーツ及び奉仕活動をする団体  
(営利を目的とする団体、法人及び個人の参加はできません)
  - ③ 県、町等の行政機関並びに公共的機関・団体等
  - ④ その他主催者が特別に認めたもの
- ※①~④ともに、名義貸しは一切不可 判明した場合は退店していただきます。

## 3. 出店説明会

申込後、いながわ桜まつり実行委員会より出店承諾された者は、3月上旬に開催されるこの説明会に必ずご出席ください。(日時未定 後日通知します)

## 4. 出店料 テント1張 6,000円 (道路占有料 2,000円含)

(奥行3.5m×幅5.3m ただし奥行の一部は植栽帯にかかります)  
※3方横幕・机・イスは付属していません(別途有料にて実行委員会で準備可能)

## 5. 出店場所 いながわ桜まつり会場内仮設テント(町道原広根線 原交差点-上田尻橋間)

出店場所については使用設備(電気)等の出店内容を伺ったのち、はじめにエリア抽選※を行い、その後警察協議等を踏まえ、最終的に実行委員会内で協議調整させていただく予定ですので、予めご了承願います。  
※エリア抽選については、各種書類提出の際にご案内いたします。

## 6. 搬入出等に関して(予定)

イベント当日の荷物車両の搬入は午前8時開始(20分前に役場駐車場集合)、イベント終了後の搬出は午後5時開始(20分前に役場駐車場集合)を予定しております。なお搬入車両は原則1台(事前申請により2台目も可、2台目はスペースの関係で軽自動車とします。※事前に事務局協議要。テント前での搬入搬出時間は30分以内でお願いします)。また、会場内での車両等の事故につきましては、一切責任を負いませんので十分にご注意ください。

車両のフロントガラスには必ず出店許可証をご掲示ください。(出店説明会にてお渡し) イベント時間内に販売を終了した場合も、16時前に撤収作業を行わないでください。ま

りの一体的な盛り上げにご協力ください。

## 7. その他

- ① 飲食店等の営業者または従業員等が、その営業行為の延長として出店し、出店先で調理製造し販売する場合、もしくは飲食店等でなくても1年に2回以上出店し、出店先で調理・製造し販売数場合は「露店形態による営業許可証の写し」が必要となります。（詳細、後頁の「いながわ桜まつりに出店をお考えの事業者様へ」）
- ② 主催者側でまとめて保健所への臨時営業許可申請をします。飲食物を提供する出店者は次頁の「臨時出店における注意事項について」に必ずお目通しください。  
※出店者には後日、「臨時出店届」の用紙をお渡ししますので、ご提出願います。  
この届出書に未記入の品目を販売することはできません。  
出店内容により保健所から指導等が入ることがあります。  
衛生責任者2名を実行委員会事務局(猪名川町商工会)まで報告いただきます。
- ③ 飲食物の現地調理・製造をする場合は、衛生確保のためテントに3方横幕が必要となります。必要な方は実行委員会にお申込み(実費4,000円)いただくか、各店ご用意ください。横幕の設置がない場合は保健所からの出店許可がありません。
- ④ 食品表示法の改正がありました。飲食物を販売する出店者は「フタや封をされる容器で販売する場合の食品表示について」によく目を通し、適宜ご対応ください。
- ⑤ 飲料・調理用の水は用意ができませんので、各店ポリタンク等をご準備ください。
- ⑥ テント前に各店ごみ箱を設置ください。  
出店者から出る段ボール等の大きなごみは、閉店時にお持ち帰りください。
- ⑦ ピンごみの出る品目は販売禁止とします。  
(ラムネはプラスチック容器のものでもビー玉がガラスなので販売禁止)
- ⑧ 汚水は必ず貯め置きし、イベント終了後に持ち帰りください。  
田んぼや用水路への投棄は厳禁です。
- ⑨ 搬入車両は商品を降ろしたのち、速やかに松尾台小学校までご回送ください。
- ⑩ アルコール類の販売は、会員事業所かつ普段の営業において酒類を提供している飲食業者に限ります。
- ⑪ 電源は主催者側で用意いたします。ただし原則1テント1500Wまでとします。  
(出店内容によりそれ以上になる場合は、お申込時に事務局まで要相談)
- ⑫ LPプロパンガスボンベを利用される店は、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づく手続きが必要となります。
- ⑬ 町火災予防条例により、火気等を扱う出店者は消火器の設置が必要になります。  
(※容器赤色の粉末消火器でホースのついたもの。サイズは6型~10型。10型が最も望ましい。)
- ⑭ 暴力団排除条例関係の書類を、事前に警察へ提出します。出店事業所には用紙をお渡しいたしますので、ご提出願います。

- ⑮ 今年も桜まつり会場では各種イベントを企画しており、内容によっては出店者の皆様にご協力をお願いする場合がございます。可能な範囲でのご協力をお願いいたします。
- ⑯ その他定めのない事項については、主催者の指示に従ってください。